

○長崎県市町村職員共済組合貯金規程

〔昭和58年8月9日〕  
規程第98号

改正

昭和60年	3月	1日	規程第99号	昭和60年	8月	6日	規程第100号
昭和61年	3月	11日	規程第103号	昭和61年	4月	6日	規程第104号
昭和62年	3月	30日	規程第106号	平成元年	8月	8日	規程第114号
平成2年	3月	7日	規程第116号	平成2年	7月	27日	規程第120号
平成2年	9月	18日	規程第122号	平成3年	2月	13日	規程第124号
平成3年	10月	11日	規程第130号	平成3年	12月	18日	規程第131号
平成4年	1月	23日	規程第133号	平成4年	9月	10日	規程第136号
平成4年	12月	21日	規程第139号	平成5年	3月	26日	規程第141号
平成5年	9月	1日	規程第143号	平成6年	1月	10日	規程第147号
平成6年	3月	7日	規程第149号	平成6年	7月	15日	規程第152号
平成6年	9月	28日	規程第153号	平成7年	3月	23日	規程第157号
平成7年	7月	13日	規程第159号	平成8年	9月	18日	規程第166号
平成10年	3月	2日	規程第174号	平成12年	3月	22日	規程第180号
平成14年	2月	26日	規程第189号	平成15年	3月	6日	規程第193号
平成16年	9月	1日	規程第200号	平成25年	2月	25日	規程第241号
平成28年	12月	16日	規程第260号	平成29年	2月	20日	規程第261号
平成29年	3月	31日	規程第262号	平成29年	6月	5日	規程第263号
平成30年	3月	26日	規程第267号	令和3年	11月	29日	規程第289号
令和4年	2月	21日	規程第296号	令和5年	2月	27日	規程第302号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条第1項第3号及び長崎県市町村職員共済組法定款第38条第1項第2号の規定に基づき、組合員の貯金（以下「貯金」という。）の受入れ及び払戻し並びにその管理運用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(経理)

第2条 この規程に定める貯金に関する取引の経理は地方公務員等共済組合法施行規程（  
総務省  
昭和37年文部省令第1号。以下「施行規程」という。）第6条第1項第8号に規定す  
自治省  
る貯金経理において行う。

2 理事長は、施行規程及びこの規程に定める帳簿等を整備し、常に貯金の受入れ及び払戻しの状況を明らかにするとともに、資金は安全かつ効率的に運用しなければならない。

(貯金の種類)

第3条 貯金の種類は、積立貯金とする。

(貯金の積立及び額)

第4条 貯金の積立は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定例積立 毎月定額を積み立てるもの
- (2) 賞与積立 賞与時に定額を積み立てるもの
- (3) 臨時積立 臨時に任意の額を積み立てるもの

2 定例積立は、1,000円以上、1,000円を単位とし、その整数倍の定額とする。

3 賞与積立は、1,000円を単位とし、その整数倍の定額とする。

4 臨時積立は、定例積立を行っている者（中断している者を除く。）ができることとし、一度の預け入れ額を10万円以上、1万円を単位とする整数倍の額とするとともに、その上限を年間（4月1日から翌年3月31日まで）500万円とする。

(貯金の利息)

第5条 貯金の利息は、年1.10パーセントの半年複利とする。

(貯金の利息の計算及び繰入れ等)

第6条 貯金の利息は、預け入れ日の属する月の末日から起算し、払戻し日の前日まで計算する。

2 貯金の利息に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

3 貯金の利息は、毎年3月及び9月の末日に計算し、これらの日の翌日元金に繰り入れるものとする。

4 貯金の利息の計算上元金の100円未満の端数には利息をつけない。

5 貯金を解約する場合は、その解約の日まで利息を計算し元金とともに払戻しするものとする。ただし、貯金に加入した者（以下「貯金者」という。）が組合員の資格を喪失したときは、資格喪失日以降の期間については利息を計算しない。

## 第2章 貯金

(貯金の申込み)

第7条 貯金に加入できる者は組合員（継続長期組合員及び任意継続組合員を除く。）とする。

2 貯金の申込みをする者は所属所長を経由して行うものとする。

(貯金の払込み)

第8条 貯金の払込みは、次の各号に掲げる貯金の積立に応じて払い込むものとする。

(1) 定例積立及び賞与積立 所属所長は、貯金者の依頼に基づき、その給料等の額からその申込みに係る額を控除し、長崎県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）の取引金融機関の貯金経理口座へ払い込むものとする。

(2) 臨時積立 貯金者は、組合の取引金融機関の貯金経理口座へ払い込むものとする。

(口座の設定)

第9条 組合は、貯金者の口座を設けなければならない。

(貯金額の変更)

第10条 定例積立及び賞与積立は毎年6月及び12月にその額を変更することができる。

(貯金現在残高通知書)

第11条 理事長は第6条第3項の規定により利息計算後、貯金現在残高通知書を作成し、所属所長を経由して貯金者に交付しなければならない。

(貯金の払戻し)

第12条 貯金の払戻しは、口座設定の日から1年を経過した日以後でなければすることができない。ただし、理事長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

2 貯金者が貯金の払戻しをしようとするときは、積立貯金払戻請求書を所属所長を經由して理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項による請求書を15日までに受理したものについては、末日（12月にあつては28日）、末日までに受理したものについては、翌月15日に払戻金を直接貯金者に送金するものとする。ただし、その日が金融機関の休日にあたるときは、その日前において最も近い金融機関の休日以外の日とする。

4 貯金を一部払戻しするときの額は、1,000円を単位とし、その整数倍の金額とする。

（貯金の解約）

第13条 貯金者が貯金を解約しようとするときは、積立貯金解約請求書を所属所長を經由して理事長に提出しなければならない。

2 組合員の資格を喪失したときは、速やかに積立貯金解約請求書を所属所長を經由して理事長に提出しなければならない。ただし、貯金者が死亡し、その貯金者に貯金残高が無い場合は、この限りでない。

3 理事長は、前2項による請求書を3日までに受理したものについては、15日、15日までに受理したものについては、末日（12月にあつては28日）に元金及び利息を直接貯金者に送金するものとする。この場合においては、前条第3項ただし書きの規定を準用する。

（貯金の一時中断等）

第14条 貯金者は、定例積立及び賞与積立を一時中断又は復活することができる。

2 前項の規定により定例積立及び賞与積立を一時中断又は復活するときは、所属所長を經由して行うものとする。

（貯金台帳）

第15条 理事長は、貯金者別貯金台帳を作成し、保管整理するものとする。

（免責）

第16条 理事長は、次の各号に掲げる事由により貯金の払戻しが遅延したときは、これによって生じた貯金者の損害は賠償しない。

(1) 貯金の払戻請求の際に必要な提出書類が不備であるとき。

(2) 天災、その他やむを得ない事由により組合が業務を停止したとき。

（秘密の保持）

第17条 この貯金事業に従事する組合の職員その他の関係者は、職務上知り得た組合員の貯金について他に漏らしてはならない。

（細則）

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月1日規程第99号）

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年8月6日規程第100号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月11日規程第103号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年4月6日規程第104号）

この規程は、昭和61年4月6日から施行する。

附 則（昭和62年3月30日規程第106号）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年8月8日規程第114号）

この規程は、平成元年9月1日から施行する。

附 則（平成2年3月7日規程第116号）

1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条の規定は、平成2年4月1日以後の貯金利率について適用し、同日前の貯金利率については、なお従前の例による。

附 則（平成2年7月29日規程第120号）

この規程は、平成2年7月27日から施行する。

附 則（平成2年9月18日規程第122号）

1 この変更は、平成2年10月1日から施行する。

2 変更後の第5条の規定は、平成2年10月1日以後の貯金利率について適用し、同日前の貯金利率については、なお従前の例による。

附 則（平成3年2月13日規程第124号）

1 この規程は、平成3年3月1日から施行する。

2 改正後の第5条の規定は、平成3年3月1日以後の貯金利率について適用し、同日前の貯金利率については、なお従前の例による。

附 則（平成3年10月11日規程第130号）

1 この規程は、平成3年11月1日から施行する。

2 改正後の第5条の規定は、平成3年11月1日以後の貯金利率について適用し、同日前の貯金利率については、なお従前の例による。

附 則（平成3年12月18日規程第131号）

1 この規程は、平成4年1月1日から施行する。

2 改正後の第5条の規定は、平成4年1月1日以後の貯金利率について適用し、同日前の貯金利率については、なお従前の例による。

附 則（平成4年1月23日規程第133号）

1 この規程は、平成4年2月1日から施行する。

2 改正後の第5条の規定は、平成4年2月1日以後の貯金利率について適用し、同日前の貯金利率については、なお従前の例による。

附 則（平成4年9月10日規程第136号）

1 この規程は、平成4年9月16日から施行する。

2 改正後の第5条の規定は、平成4年9月16日以後の貯金利率について適用し、同日前の貯金利率については、なお従前の例による。

附 則（平成4年12月21日規程第139号）

- 1 この規程は、平成5年1月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条の規定は、平成5年1月1日以後の貯金利率について適用し、同日前の貯金利率については、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月26日規程第141号）

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条の規定は、平成5年4月1日以後の貯金利率について適用し、同日前の貯金利率については、なお従前の例による。

附 則（平成5年9月1日規程第143号）

- 1 この規程は、平成5年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条の規定は、平成5年10月1日以後の貯金利率について適用し、同日前の貯金利率については、なお従前の例による。

附 則（平成6年1月10日規程第147号）

- 1 この規程は、平成6年2月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条の規定は、平成6年2月1日以後の貯金利率について適用し、同日前の貯金利率については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月7日規程第149号）

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条の規定は、平成6年4月1日以後の貯金利率について適用し、同日前の貯金利率については、なお従前の例による。

附 則（平成6年7月15日規程第152号）

- 1 この規程は、平成6年8月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条の規定は、平成6年8月1日以後の貯金利率について適用し、同日前の貯金利率については、なお従前の例による。

附 則（平成6年9月28日規程第153号）

- 1 この規程は、平成6年11月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条の規定は、平成6年11月1日以後の貯金利率について適用し、同日前の貯金利率については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月23日規程第157号）

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条の規定は、平成7年4月1日以後の貯金利率について適用し、同日前の貯金利率については、なお従前の例による。

附 則（平成7年7月13日規程第159号）

- 1 この規程は、平成7年8月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条の規定は、平成7年8月1日以後の貯金利率について適用し、同日前の貯金利率については、なお従前の例による。

附 則（平成8年9月18日規程第166号）

- 1 この規程は、平成8年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条の規定は、平成8年10月1日以後の貯金利率について適用し、同日前の貯金利率については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月2日規程第174号）

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

2 変更後の第5条の規定は、平成10年4月1日以後の貯金利率について適用し、同日前の貯金利率については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月22日規程第180号）

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条の規定は、平成12年4月1日以後の貯金利率について適用し、同日前の貯金利率については、なお従前の例による。

附 則（平成14年2月26日規程第189号）

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条の規定は、平成14年4月1日以後の貯金利率について適用し、同日前の貯金利率については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月6日規程第193号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月1日規程第200号）

1 この規程は、平成16年10月1日から施行する。

2 改正後の第12条及び第13条の規定は、平成16年11月1日から適用する。ただし、同日前日までに払戻しの請求を受理したものについては、平成16年11月15日に送金するものとする。

附 則（平成25年2月25日規程第241号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月16日規程第260号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年2月20日規程第261号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規程第262号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月5日規程第263号）

この規程は、公告の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月26日規程第267号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月29日規程第289号）

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和4年2月21日規程第296号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月27日規程第302号）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条第2項の規定は、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）以後に開始する積立から適用し、適用日前の積立については、なお従前の例による。